

# 台湾商標出願の ファストトラック審査制度



商標登録を出願した後、いかに速やかに商標登録を受けられるかは、常に商標出願人が関心を持つ課題である。これに関して米国、欧州連合及び日本、各国と地域は、それぞれの商標加速審査制度を有している。台湾の知的財産局も2020年5月1日より、商標ファストトラック審査制度を試行。一定要件を満たす商標出願案件に対し、審査時間を短縮して商標登録を加速させた。成果があったため、21年5月1日から正式に施行を開始した。

原則として、商標の新規出願案件は出願日から約5か月から6か月で審査に入ることができるが、ファストトラック審査の要件に該当する出願は、出願日からおよそ3か月半から4か月で審査に入ることができる。すなわち、ファストトラック審査要件を満たした出願は、一般の出願案件より約1か月半から2

か月早い審査手続きが可能となり、より早く商標出願の登録が認められるようになる。

このファストトラック審査について、出願人は普通の商標出願と異なり、別途に料金を支払う必要がなく、出願書類にもファストトラック審査を注記、別途に出願を提出する必要もない。主務機関のコンピューターシステムは出願案件の内容を自動的に判断し、以下の要件が満たされると、審査手続きは自動的にファストトラック手続きに入る。

## オンラインで出願する

出願する商標は、平面商標であること。非伝統的商標（例えば、立体、色彩、動態及び匂いの商標など）、証明標章、団体標章及び団体商標は、現時点でファストトラック審査の対象に

はならない。指定する商標、または指定役務の名称は、台湾知的財産局のオンライン出願システムにおける参考名称と完全に一致すること。出願人自らがカスタマイズ、制作した商品、役務名称は認められない。

料金納付は、オンラインで支払う方法の指定に従うこと。商標代理人による出願の場合、遅くとも出願日から20日以内に委任状を提出すること。また、優先権を主張する出願案件の場合、指定商品、指定役務の名称は台湾知的財産局のオンライン出願システムにおける参考名称と完全に一致する場合、ファストトラック審査の対象となる。ただし、出願してから3か月以内の優先権を証明できる書類を提出しなければならない。

## 新規出願の58〜62%に

台湾ではこの5年間、商標の新規出願は大幅に成長し、2020年には通年で9万3794件に達した。台湾知的財産局の統計によると、商標ファストトラック審査制度を20年5月から試行して21年2月まで、商標新規出願案件の中に商標ファストトラック審査を採用した件数は4・9万件を超え、平均すると毎月ファストトラック審査の案件は全体の58〜62%を占めていることになる。その中で、平面商標案件は商標新規出願案件全体の99・5%。この統計情報からみれば、ファストトラッ

ク審査制度は今後、さらに伸びる余地があると考えられる。

市場への布石、商品・役務を出すタイムラインの設定、及び早急に商標登録を受け、商標権をもって権利侵害を阻止するため、全く新しい主力商品のブランドが初めて台湾に入り、商標登録を出願する場合、速やかに商標登録を取得するために、出願しようとするものの中で、登録の可能性が高い商標文字図様、商品役務類別に関してファストトラック審査を取ることを推奨する。

商標出願、ファストトラック審査について、ご質問やサポートを必要とされる場合は、どうぞご遠慮なく弊事務所の劉彦玲弁護士、商標部にお問い合わせ下さい。



訳者  
農志潔 弁護士  
(Danny Nung)

ツァア&ツァイ アソシエイト。  
政治大学法学士・法学修士。大阪大学特別聴講生。専門分野は会社法、証券取引法、保険法。



作者  
劉彦玲 弁護士  
(Yen-ling Liu)

ツァア&ツァイ Integrated Partner・商標部マネージャー。  
輔仁大学法学士・法学修士、インディアナ大学（ブルーミントン校）法学修士。専門分野は：商標、著作権及び民刑事訴訟